

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

1	地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)歳入決算額	763,983 千円
2	社会保障施策に要する経費 〔消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保険衛生に関する施策をいう。)に要する経費 ※2〕	12,920,956 千円 ※1
3	2の経費の内、一般財源充当額	6,013,325 千円
4	3の一般財源充当額の内、地方消費税交付金引上げ分(社会保障財源化分)充当額	763,983 千円

【社会保障施策に要する経費とその財源内訳】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	市債	その他	地方消費税 (交付金)引 上げ分 (社会保障財 源化分)	その他
社会 福祉	生活保護	1,233,346	945,291	0	17,505	34,373	236,177
	児童母子福祉 (児童手当、私立保育所、子ども医療等)	4,947,741	3,209,338	0	157,243	200,884	1,380,276
	障がい者高齢福祉	2,611,979	1,820,064	0	6,001	99,849	686,065
	社会福祉	85,457	27,208	0	0	7,401	50,848
	小計	8,878,523	6,001,901	0	180,749	342,507	2,353,366
社会 保険	国民健康保険(一般会計繰出金)	626,449	455,540	0	0	21,714	149,195
	介護保険(一般会計繰出金等)	1,325,481	43,244	0	0	162,906	1,119,331
	後期高齢者医療(一般会計繰出金)	1,413,033	157,885	0	0	159,464	1,095,684
	小計	3,364,963	656,669	0	0	344,084	2,364,210
保健 衛生	保健衛生(母子保健)	99,358	1,942	0	2,663	12,038	82,715
	予防健康(予防接種、健康診断等)	578,112	10,485	0	53,222	65,354	449,051
	小計	677,470	12,427	0	55,885	77,392	531,766
合計		12,920,956	6,670,997	0	236,634	763,983	5,249,342

※1 前頁の「社会保障関係費の推移」の総事業費R元決算の額15,263,872千円と上の表の経費の合計12,920,956千円が異なるのは、地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)は、事務職員の人件費や事務費に充てることができないこと、また各施設の管理費、高齢者交通費助成等を除いているためです。

※2 地方消費税収(引上げ分)については、地方税法第72条の116において、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策(社会保障4経費に予防接種、健康診断、障がい者サービスを加える)に充てることとされています。